



国税庁 課税部
法人課税課課長補佐
竹中茉莉子
平成 18 年入庁

税務行政の将来像を考える

対象は300万

納税者は、皆さんのような個人の方だけではなく、株式会社等の法人も対象です。その数は300万を超え、広告で目にする大企業から、地域の商店街で家族経営をしている方まで多岐に渡ります。これだけ多様な納税者を対象に、申しやすい環境を整える一方、税金を逃れる悪質な法人に対する税務調査の方針を定める部署が、国税庁法人課税課です。

変わりゆく環境変化をとらえて

申告時の環境整備の一つとして、例えば、申告手続きのデジタル化が挙げられます。「お役所仕事は紙媒体が多い。」とか、「電子申告の使い勝手がイマイチだ。」との厳しいご意見を頂くこともあります。そのような意見を大切に、どのような改善策を講じれば納税者の利便性が向上するのか、日々、頭を悩ませています。

申告手続きのデジタル化の推進（法人の皆様向け）

未来像の実現に向けて（最近の取組）

納税者の皆様は法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう、デジタル化の推進環境の整備に取り組んでいます。平成30年度税制改正により、大企業については法人税等の電子申告が義務付けられました。【平成32（2020）年4月以降の申告】（詳細は別添付資料をご覧ください）

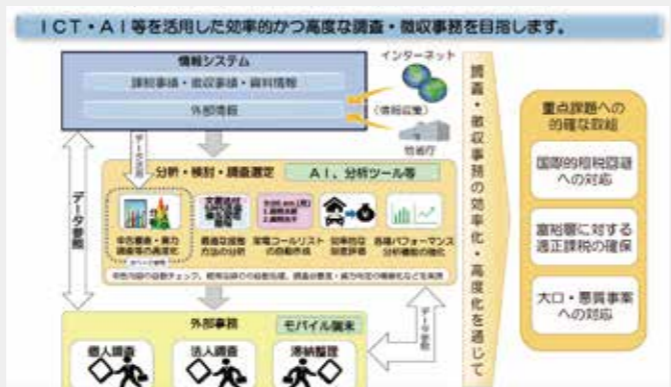
- 記帳手続を簡便化します！**
○ 法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化【平成30年4月以降の申告】【取組担当】
- 提出情報等のスリム化を進めます！**
○ イメージデータで送付された添付書類の格納率の保存不要化【平成30年4月以降の申告等】【取組担当】
- データ形式を柔軟化します！**
○ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【平成31年4月以降の申告】【取組担当】
（※財務諸表等については、データ処理の利便性の観点からデータ形式を柔軟化【平成32（2020）年4月以降の申告】）
- 提出方法の拡充を進めます！**
○ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以降の申告】
○ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【平成32（2020）年4月以降の申告】
- 提出先の一元化（ワンストップ）を進めます！**
○ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32（2020）年4月以降の申告】【取組担当】
○ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の推進【平成32（2020）年3月以降の申告】

また、申告水準を高めるためには、意図的に税金を逃れようとする納税者に是正を求めることも必要不可欠です。近年、取引形態や決済手段が多様化したことで、国税当局側も変化を求められています。かつては店舗やモノがあり、地元の顧客に現金で商売していたものが、今ではネット取引や、複数の決済手段が当たり前です。つまり、今までと同じ調査が通用しない分野が出てきたのです。この対策として、今まで以上にICTを活用し、様々な情報を多角的に分析し、潜在する不正取引の把握に努めていますが、今後も、この取組みを更に加速化させていく必要性を感じています。

皆さんへのメッセージ

私達の仕事は、変わりゆく社会の変化をとらえ、新たな課題にチャレンジしていくことが求められます。こうしたチャレンジを楽しみ、より良い税務行政と一緒に作っていただける方をお待ちしています。

調査・徴収事務でのICT・AI等活用のイメージ



国税庁 課税部
消費税室課長補佐
齋藤 保人
平成 20 年入庁

課題の多い消費税室

国税庁消費税室

消費税は、一般会計の歳入の18%を占め（平成30年度一般会計予算ベース）、基幹税として重要な役割を担っています。今後、消費税率の引上げや軽減税率制度の実施、さらにはインボイス制度の導入など大きな転換期にあり、ますます重要性が増えています。

これらへの対応（納税者の方々の制度の理解を深める、制度開始後の国税庁の事務運営の方針を決めていく等）が正に皆さんが「消費税室」と聞いて想像する仕事だと思います。

国税庁における観光立国の推進！？

前述の対応については、重要ではありますが別の機会と他の先輩・後輩の方々にお任せし、ここでは私が担当する輸出物品販売場制度について紹介します。実は、国税庁でも、この制度を通じて観光立国推進の一翼を担っています。



皆さんもよく街中で「免税 (Tax Free)」という看板を見かけるといいます。この制度は税務署長の許可を受けた事業者が、一定の手続の下で、外国人旅行者に消費税を免税で物品を販売することができる制度です。また、現在は、より利便性を向上させるため、この「一定の手続」を電子化するためのシステム開発を行っています。

また、本来の制度趣旨から外れ、制度を悪用し、課税を逃れようとする人達には当然厳正に対処しなければなりません。制度の適正な運用のため、国税庁の方針を決め、現場に指示することも大切な仕事の一つです。

新税、国際観光旅客税の創設への対応

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため、国際観光旅客税が創設されました。この独立した税としては27年ぶりの新税への対応も私の業務の一つです。

詳細はこの紙面には書ききれなかったので、家（大学）でパンフレットなんて見てないで、一度は説明会に来てください。

